

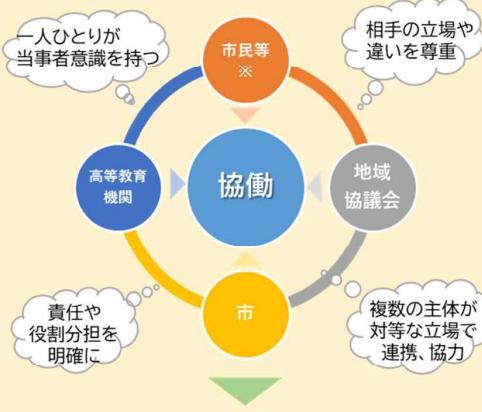
協働Q & A

Q1 「まちづくり」ってなに？

A1 市民等が地域の活動に参画し、自分達が暮らす地域をより住みよくしていくことです。



同じ目的のために共に考え、行動する



協働のまちづくりの推進

[協働のイメージ図]

※事業者及びまちづくり活動団体を含む。

Q4 「協働」すると何がいいの？

A4

市民サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> 様々な意見を取り入れことができ、地域実態や課題、ニーズに合った公共サービスを提供することができます。 幅広いニーズを反映することでより良い成果が生まれ、市民等に提供するサービスの向上につながります。
まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 協働を推進することで、まちづくりに参画する市民等が増えることが期待されます。 自ら地域について考え、実践する市民等が増えることで、本市における住民自治が促進され、魅力のあるまちづくりが実現できます。
新たな視点と実現可能性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 市民等の新しい発想やそれぞれの専門性を活かすことで、新たな事業に発展し、より良い成果が期待できます。 市だけでは実現できなかった事業の実現の可能性が向上します。

浜田市協働のまちづくり推進計画〔概要版〕

発行 岛根県浜田市
発行年月 令和4年4月

ホームページ <http://www.city.hamada.shimane.jp>
企画・編集 浜田市地域政策部地域活動支援課

浜田市

〔概要版〕

浜田市協働の
まちづくり推進計画



協働のまちづくり推進計画

～全ての人が一体となった
持続可能で元気な浜田の実現を目指して～

令和4年度～令和7年度
(2022年度) (2025年度)

浜田市協働のまちづくり推進条例の基本理念の実現を目指し、実践するため、「協働」に関する基本的な考え方や市が行う必要な取組をまとめた計画を策定しました。

1 計画の位置付け

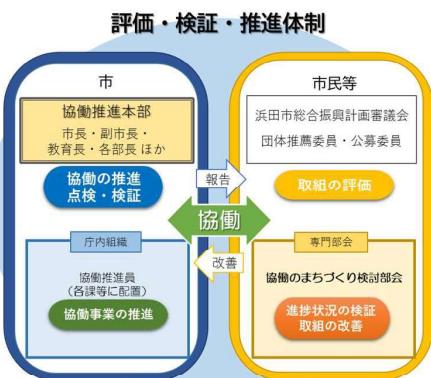
- 条例及び第2次浜田市総合振興計画の基本方針の一つである「協働による持続可能なまちづくり」の考え方に基づき策定したもの
- 今後、条例や計画に掲げる具体的な取組により、浜田市総合振興計画の実効性を高め、協働のまちづくりを推進する。

2 計画の期間

令和4年度～令和7年度【4年間】

3 計画の評価・検証

浜田市総合振興計画審議会及び協働のまちづくり検討部会と市の組織である「協働推進本部」において評価・検証を行う。



協働推進体制のイメージ図

意識調査から見えてきた 協働の現状と課題

(1)市民の協働のまちづくりへの意識

- 「協働」や「浜田市協働のまちづくり推進条例」の認知度が低い。

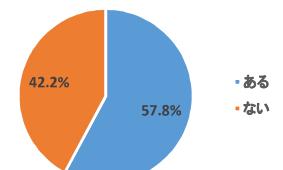
(2)市民のまちづくりへの参画

- 約4割の市民は地域活動や市民活動をしたことがない。

「協働」という言葉や考え方について知っていますか。



地域活動や市民活動をしたことがありますか。



I 協働の意識づくりと主体的なまちづくりの促進

- 市民一人ひとりがまちづくりの主役として自覚と責任を持てる意識づくりの醸成
- 市民等による主体的なまちづくりへの参画の促進
- まちづくりセンターを協働のまちづくりの活動拠点とし、これまで培ってきた社会教育の手法を活かした地域の人材育成の推進
- 協働のまちづくりの担い手としてふさわしい職員の育成

1 理念の共有

- 条例及び推進計画の周知等
- 出前講座等の開催



2 人材の育成支援

- 人材育成研修会の開催
- まちづくり市民集会の開催



3 情報発信、共有の推進

- 情報発信機能及び体制の強化
- 協働事例集の作成・周知



4若い世代が参加しやすい機会づくり

- まちづくりセンターを拠点とした協働事業の実施
- 社会教育等の手法を活かした人材育成



5 職員の意識向上

- 職員研修の実施
- 職員意識調査の実施



II 活動基盤の整備

- まちづくり活動団体や地域コミュニティ団体が主体的に行うまちづくり事業の支援
- 安心して継続的に活動できる環境整備
- NPO、ボランティア団体が行う公益活動の支援
- NPO法人の設立を希望する団体の支援
- 協働のまちづくりを推進する拠点施設（まちづくりセンター）の整備

1 活動体制の整備

- まちづくり活動団体への財政的支援
- 市民相談窓口の充実
- 自治会活動保険の整備
- 国、県、民間等の補助金制度の情報提供
- 高等教育機関との連携の拡大
- 共同研究の実施及び成果の活用



2 活動拠点の整備

- 集会所施設、関連設備等整備事業（地域づくり振興事業）の活用
- まちづくりセンターの新規整備
- まちづくりセンター活動の環境整備

3 情報共有機会の創出

- 協働事業やまちづくり活動情報の発信
- まちづくり活動団体間の連携の推進



III 地域自治の強化

- 地域自治組織の組織力の強化
- まちづくり活動団体や地域内の各種団体との協働の拡充
- 必要な人材や財源の確保
- 自治機能の強化及び支援体制の充実

1 組織力の強化及び地区まちづくり推進委員会の組織化支援

- 地区まちづくり推進委員会の組織化支援
- 町内会等の加入促進
- 各種手引の充実と周知

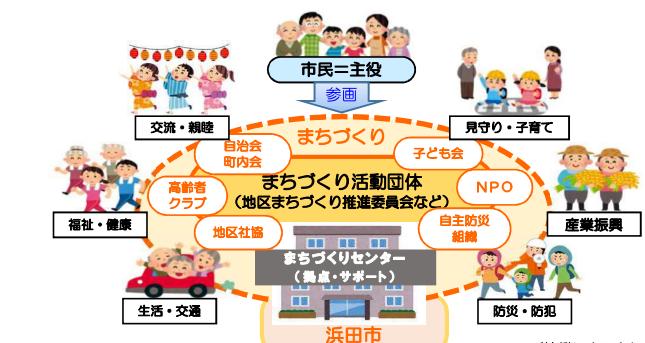
2 活動資金の確保、充実の支援

- 活動資金の確保、検証
- 国、県、民間等の補助金制度の情報提供



3 まちづくりセンター機能の充実・強化及びまちづくりコーディネーターによる支援

- 地域課題の把握とまちづくりコーディネーターによる支援
- まちづくりセンター職員研修の実施
- まちづくりコーディネーター研修の実施



IV 協働の仕組みづくり

- 協働の考え方や手法を全庁的に進めるための体制や仕組みの整備
- 地域協議会と連携し市民等と市が一体となったまちづくりの推進
- 審議会等での審議やパブリックコメントの実施等、市民参画の機会の拡充
- まちづくり活動団体間の連携支援や事業者との連携強化

1 協働推進体制の整備

- 協働推進員の配置
- 評価・検証体制の整備



2 市民参画機会の確保

- 地域協議会との連携
- パブリックコメントの実施
- 市民意識調査の実施
- 説明会・ワークショップの開催
- 意見・要望の把握



3 地域資源や課題の共有

- 円卓会議の促進
- まちづくり活動団体間の連絡会議開催支援
- 事業者との連携

